

寄稿

# 犯罪被害救援基金と民間団体による被害者等支援の重要性

犯罪被害救援基金専務理事 ● 黒澤 正和

## はじめに

犯罪被害救援基金（以下[基金]といいます。）は、昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法成立の際の衆・参両議院における附帯決議を受けて、犯罪被害者の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の給与その他の救援事業を行うことを目的として、昭和56年5月、民間の浄財により、財団法人として発足し（平成23年4月には公益財団法人に移行）現在に至っております。その間、平成4年、民間の犯罪被害者支援団体等の育成強化のための助成を、さらに、同20年、公的な救済の対象とならない犯罪被害者等である、何らかの救済の手を差し伸べないと犯罪被害者等基本法（以下「基本法」といいます。）の趣旨を全うできないと思われる特別の理由がある者に対して、支援金支給事業を、それぞれ開始するなど各種の支援事業を行ってきました。基金の主な事業は、犯罪被害遺児等に対する奨学金等の給与ですが、これまで民間支援団体の育成事業にも力を入れてきました。今や、被害者支援を公的機関のみで対応することは不可能であり、また、効果もあがらず、支援の充実のために民間団体による支援活動は不可欠であります。そこで、基金の行ってきた支援団体等への助成事業を概観しつつ民間団体等による被害者等支援の経緯とその重要性について考えてみることにします。

## 1 基金の助成事業と民間団体による被害者等支援の経緯

金銭の給付だけでなく、より広範囲な被害者対応の必要性が検討されたのは、平成3年10月、「被害者救済の未来像」をテーマに、犯罪被害給付制度創設及び基金設立10年を記念して基金と日本被害者学会との共催で行われたシンポジウムで大久保恵美子さん（現被害者支援都民センター理事）が精神的支援の必要性を指摘されてからです。このシンポジウムを契機に、平成4年、基金の委託等により、民間団体でわが国初の被害者援助プログラムである相談室を東京医科歯科大学に山上皓先生（前全国被害者支援ネットワーク理事長）が開設され、また、警察の施策を推進する警察庁被害者対策要綱につながる初の被害者実態調査が故宮澤浩一先生により行われました。民間団体等による被害者等支援のスタートです。その後、基金は、今日まで、全国の民間支援組織を育成・強化しつつ被害者等の精神的悩みの軽減、

解消を図るためカウンセリング委託等事業や早期援助団体の育成等の助成事業を行ってきました。この間、民間団体等の活動の広がり、被害者の声の高まりが、国を動かし、法律も変え、国や地方公共団体の姿勢や取り組みも大きく変えてきたのです。平成10年に全国被害者支援ネットワークが設立され、翌年、被害者の権利宣言が発表されました。同12年から13年には、いわゆる被害者保護のための刑事二法が成立し、早期援助団体等の指定等を規定した犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（以下「犯給法」といいます。）の一部改正があり、同17年には基本法が施行されました。同19年には、刑事裁判への参加や損害賠償請求への利用ができる刑事訴訟法等の一部改正、同20年には名実ともに支援法となったとも言い得る犯給法の一部改正が行われました。現在では、被害者支援センターもすべての都道府県に設立（26年4月現在48団体内指定早期援助団体は45団体）されております。

## 2 民間団体による被害者等支援の不可欠性と重要性

被害直後から各段階に応じた精神的、経済的、医療的、法的支援等様々な側面からの支援が不可欠ですが、被害発生直後から再び平穏な生活を確保するまでの生活全般の支援、長期的なカウンセリング等多様なニーズに応じたオンリーワンの柔軟できめ細かな途切れることのない、いつでも、どこでも、等しく、必要な支援を行うことを成し得るのは民間団体であると考えます。民間こそ行政を含めた連絡、調整も可能であり、コーディネーターとしての役割も重要です。限られた公共財で縦割りの官だけでは多様なニーズに応えられません。民は官の補完ではありません。地方公共団体と並んで民間団体は地域における支援の実践の中核組織とされています。民間は被害者等支援の主体であり中核なのです。

## おわりに

基本法では、民間団体の各般の支援において果たす役割の重要性に鑑み、国、地方公共団体は、財政上・税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとされ、連携・協力関係の構築も規定されています。民間団体には体制、財政、人材、連携等々困難な課題も多くありますが、諸課題を乗り越え、今後のますますの隆盛、発展を確信しております。

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク